

公取近畿だより

第154号(令和6年8月号)



トピックス

- 1 近畿地区の独占禁止法の運用状況等の公表
- 2 大阪シーリング印刷株式会社に対する勧告（下請法）
- 3 古谷委員長による関西経済連合会講演会の開催
- 4 吉田委員と独占禁止政策協力委員との懇談会等の開催
- 5 藤本事務総長による大阪商工会議所講演会等の開催
- 6 有識者との懇談会の開催
- 7 下請法基礎講座の開催
- 8 消費者セミナーの開催
- 9 学生向け独占禁止法教室の開催
- 10 片桐近畿中国四国事務所長からの挨拶
- 11 山崎総務管理官からの挨拶



1 近畿地区の独占禁止法の運用状況等の公表



(近畿中国四国事務所での報道発表の様子)

近畿中国四国事務所は、運用しております独占禁止法、下請法及び景品表示法につきまして、令和5年度における近畿地区での事件処理の状況等をまとめた資料について、令和6年7月29日に公表しました。

【令和5年度の運用状況の主なポイント】

- ① 独占禁止法については、木工用ドリルの製造販売業者による価格カルテル、高知県が発注する地質調査業務の入札談合に対する排除措置命令、それらに対する合計1億8022万円の課徴金納付命令
- ② 下請法については、株式会社伊藤軒の減額・返品事案、株式会社G i oの減額事案、ニデックテクノモータ株式会社の利益提供要請事案の3件の勧告
- ③ 景品表示法については、株式会社SCエージェントによる蓄電池の販売・施工に関するナンバー1表示と施工実績に係る優良誤認に対する措置命令

詳細は、下記URLから御参照ください。

- ① 令和5年度における近畿地区の独占禁止法の運用状況等について（別紙1）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240729_kinki_dokkin_unyo.html

- ② 令和5年度における近畿地区の下請法の運用状況等について（別紙2）

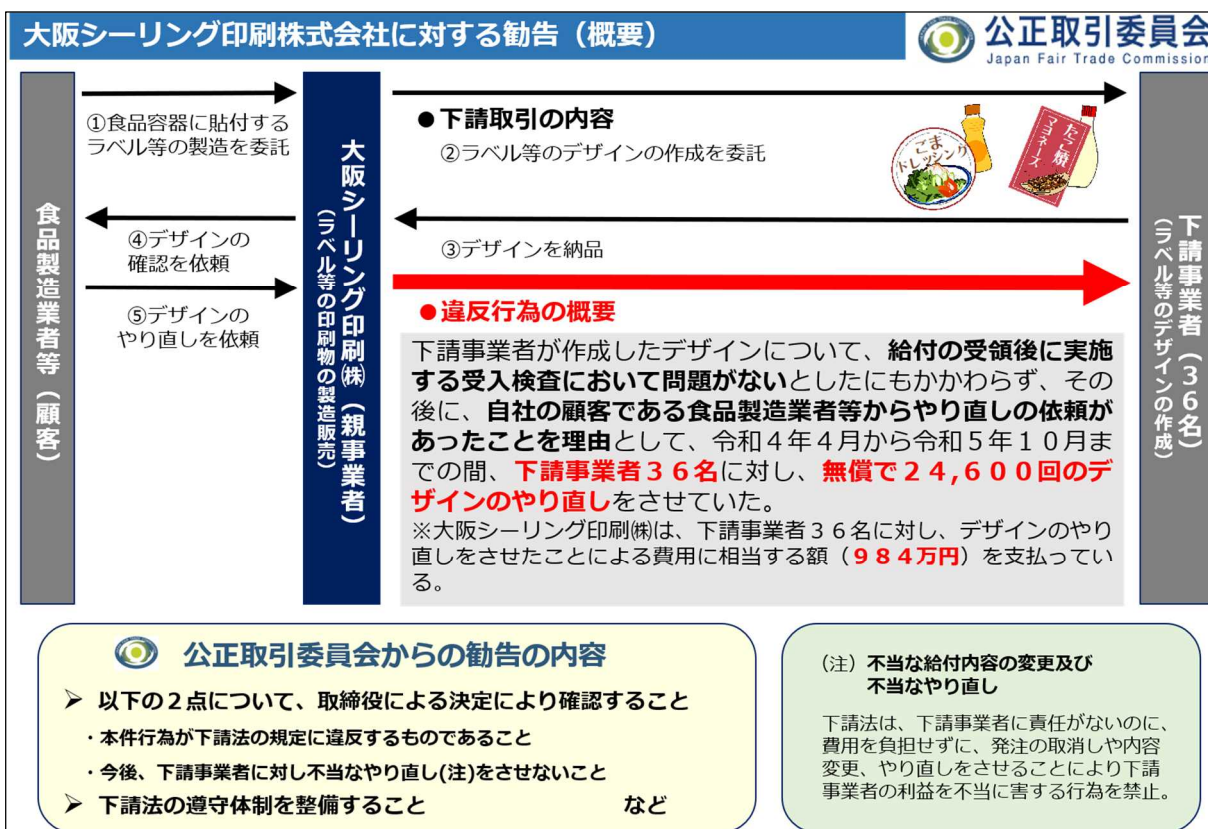
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240729_kinki_shitauke_unyo.html

- ③ 令和5年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等（別紙3）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240729_kinki_keihyou_unyo.html

2 大阪シーリング印刷株式会社に対する勧告（下請法）

公正取引委員会は、食品容器に貼付するラベル等の製造販売を行う大阪シーリング印刷株式会社（本社：大阪市）が、令和4年4月から令和5年10月までの間、ラベル等のデザインの作成を委託した下請事業者に対し、不当なやり直し（合計24,600回、総額984万円）を行っていたとして、令和6年6月19日、同社に対して下請法の規定に基づき勧告を行いました（別紙4）。



詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/0619_kinki_shitauke.html

(担当：近畿中国四国事務所下請課)

3 古谷委員長による関西経済連合会講演会の開催



(関西経済連合会講演会の様子)

令和6年7月17日、当委員会の古谷委員長が、関西経済連合会において、「公正取引委員会の最近の取組について」をテーマに、価格転嫁円滑化に向けた取組等の公正な取引環境の整備やデジタル分野での取組の進展等について講演を行いました。

4 吉田委員と独占禁止政策協力委員との懇談会等の開催

① 吉田委員と独占禁止政策協力委員との懇談会の開催



(京都経済センターでの懇談会の様子)

令和6年6月11日、当委員会の吉田委員が、京都市において、滋賀地区及び京都地区に所在する独占禁止政策協力委員の方々と懇談を行い、価格転嫁等をテーマに意見交換を行いました。

② 吉田委員と日東薬品工業株式との懇談会の開催



(日東薬品工業株式会社での懇談会の様子)

令和6年6月10日、当委員会の吉田委員が、日東薬品工業株式会社（本社：京都府向日市）を訪問し、同社の経営陣等と懇談を行い、価格転嫁、経営環境、業界を取り巻く社会状況等について、意見交換を行い、同社の研究施設を見学させていただきました。

5 藤本事務総長による大阪商工会議所講演会等の開催



(大阪商工会議所講演会の様子)

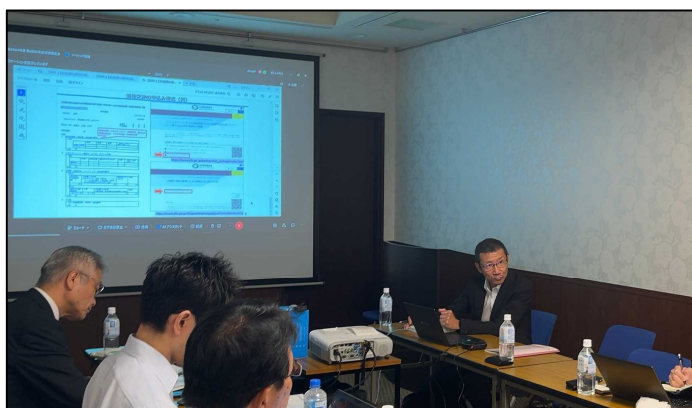
令和6年7月26日、藤本事務総長が、大阪商工会議所において、「公正取引委員会の近況報告」をテーマに、中小企業等の価格転嫁円滑化に向けた取組を中心に講演を行いました。

また、講演会終了後、藤本事務総長が、大阪商工会議所の職員の方々と懇談を行い、価格転嫁等の取組状況について、意見交換を行いました。

6 有識者との懇談会の開催

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

近畿中国四国事務所では、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするための公正取引委員会の取組を始めとする当委員会の活動について、令和6年6月から7月までの間、下記の経済団体の役職員の方々と、山崎総務管理官らが意見交換を行いました。



(一般社団法人電子情報技術産業協会での懇談会の様子)

(R6. 6. 12) 福井県中小企業家同友会

(R6. 6. 18) 一般社団法人電子情報技術産業協会

(R6. 7. 10) 和歌山県中小企業家同友会

(担当：近畿中国四国事務所総務課)

7 下請法基礎講習会の開催

公正取引委員会は、下請取引の適正化を図り、下請法の違反行為を未然に防止するため、下請法のほか優越的地位の濫用規制について、これらの基礎知識の習得を希望する方を対象とした「下請法基礎講習会」を実施しています。



(下請法基礎講座の様子)

近畿中国四国事務所では、令和6年6月14日、大阪市において、下請課の職員が、下請法及び優越的地位の濫用規制の基礎知識を説明する下請法基礎講習会を開催しました。

(担当：近畿中国四国事務所下請課)

8 消費者セミナーの開催

公正取引委員会は、消費者に対し、独占禁止法や公正取引委員会の仕事について、イラスト等を用いながら分かりやすく説明する「消費者セミナー」を開催しています。

近畿中国四国事務所では、令和6年5月から7月までの間、下記において、取引課の職員が、違反事例などを交えながら、私たちが安くて良い商品を購入するには独占禁止法が深く関わっていることや、消費者の皆様がより良い商品選択ができるように不当表示などを禁止している景品表示法を説明する消費者セミナーを開催しました。



（大阪樟蔭女子大学での消費者セミナーの様子）

(R6. 5. 18) 兵庫県西脇市

(R6. 7. 24) 大阪樟蔭女子大学

（担当：近畿中国四国事務所取引課）

9 学生向け独占禁止法教室の開催

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。



（関西学院大学での独占禁止法教室の様子）

近畿中国四国事務所では、令和6年6月27日、関西学院大学（兵庫県西宮市）に、当委員会の小田切顧問を派遣し、競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義する大学生向け独占禁止法教室を開催しました。

関西学院大学での独占禁止教室は、サンテレビから取材を受け、令和6年6月27日にニュースとしてテレビ放映されました。

（担当：近畿中国四国事務所総務課）

10 片桐近畿中国四国事務所長からの挨拶

近畿中国四国事務所長に着任いたしました片桐一幸（かたぎり かずゆき）です。

現在、人口減少や少子高齢化等が進む中、経済成長を維持し、社会の活力を保っていくため、公正で自由な競争を促進するとともに、公正な競争環境を確保することがますます重要になってきています。このため、公正取引委員会は様々な取組を進めておりますが、経済活動の現場、地域の実情に即して施策を進めていく必要があります。地方事務所として、情報発信をするとともに、地域の皆様の各種御意見を拝聴し本局へ効果的に伝達する中継ぎの役割に力を注いでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

令和6年8月 近畿中国四国事務所長 片桐 一幸

11 山崎総務管理官からの挨拶

令和6年7月1日付けで公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所総務管理官を拝命いたしました山崎俊範（やまざき としのり）と申します。

昨年4月から総務課長を務めておりましたので、これまでお目にかかった方もいらっしゃると思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。総務管理官の役割は、所長を補佐して近畿中国四国事務所の総務課、取引課及び下請課の業務を総括整理する役職とされております。近畿中国四国事務所管内において、公正取引委員会の活動を皆様に広く知っていただくための広報活動の充実のほか、一般消費者の保護を目的とした景品表示法、下請事業者の利益保護により国民経済の健全な発達の寄与を目的とした下請法、さらには、この11月に施行される、いわゆるフリーランス法の厳正かつ適正な運用を図っていききたいと考えております。今後も皆様に御指導、御鞭撻をいただきながら業務に取り組む所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

令和6年8月 近畿中国四国事務所 総務管理官 山崎 俊範

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課

TEL 06-6941-2173 FAX 06-6943-7214

kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

近畿中国四国事務所の動き（令和6年）

【報道発表資料】

番号	報道発表日	報道発表資料名
1	令和6年2月1日	兵庫県における有識者との懇談会の開催について
2	令和6年2月7日	奈良市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
3	令和6年2月21日	大阪市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
4	令和6年3月7日	株式会社SCエージェントに対する景品表示法に基づく措置命令について
5	令和6年3月19日	株式会社G i oに対する勧告について
6	令和6年3月25日	ニデックテクノモータ株式会社に対する勧告について
7	令和6年3月28日	木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について
8	令和6年4月16日	物流革新に向けた政策パッケージ関係省庁連携協定の締結について
9	令和6年5月2日	立命館大学における「独占禁止法教室」の開催について
10	令和6年5月13日	大阪府における有識者との懇談会の開催について
11	令和6年5月14日	帝塚山大学における「独占禁止法教室」の開催について
12	令和6年5月21日	和歌山市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
13	令和6年5月23日	神戸市外国語大学における「独占禁止法教室」の開催について
14	令和6年5月24日	滋賀県における有識者との懇談会の開催について
15	令和6年6月5日	福井県における有識者との懇談会の開催について
16	令和6年6月19日	大阪シーリング印刷株式会社に対する勧告について
17	令和6年6月20日	関西学院大学における「独占禁止法教室」の開催について

番号	報道発表日	報道発表資料名
18	令和 6 年 7 月 29 日	令和 5 年度における近畿地区の独占禁止法の運用状況等について
19	令和 6 年 7 月 29 日	令和 5 年度における近畿地区の下請法の運用状況等について
20	令和 6 年 7 月 29 日	令和 5 年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等

(注) 黄色マーカーは、「公取近畿だより」第 1 5 4 号（令和 6 年 8 月号）に掲載の案件

詳細は、下記 URL から御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/houdou/2024/index.html

近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。**オンライン開催もご相談ください。**

【お問い合わせ先】

●優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課
電 話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

●独占禁止法関係 経済取引指導官
電 話：06-6941-2174
●下請法関係 下請課
電 話：06-6941-2176

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。**オンライン開催もご相談ください。**

【お問い合わせ先】

取引課
電話：06-6941-2175

公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談等を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）

0120-060-110（不当なしわ寄せに関する下請相談窓口）

公正取引委員会の本局又は地方事務所等につながります。



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっくん」

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反についての情報提供	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課

●電話 06-6941-2173

●メール : kinki_kouhou2173@jftc.go.jp